

広島県教育委員会規則第四号

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十四日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																															
<p>第五條 (部の分課) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>部名</td> <td>課名</td> <td>係名</td> </tr> <tr> <td>学びの変革推進部</td> <td>学校経営戦略推進課 (略)</td> <td>学校財務係、情報化推進係 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校入学者選抜制度推進課 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校教育指導課 (略)</td> <td>企画調整係 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊かな心と身体育成課</td> <td>管理係、生徒支援係、人権教育係、健康教育係、学校体育係 (略)</td> </tr> </table>		部名	課名	係名	学びの変革推進部	学校経営戦略推進課 (略)	学校財務係、情報化推進係 (略)		高校入学者選抜制度推進課 (略)			高校教育指導課 (略)	企画調整係 (略)		豊かな心と身体育成課	管理係、生徒支援係、人権教育係、健康教育係、学校体育係 (略)	<p>第五條 (部の分課) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>部名</td> <td>課名</td> <td>係名</td> </tr> <tr> <td>学びの変革推進部</td> <td>学校経営戦略推進課 (略)</td> <td>学校財務係 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校教育情報化推進課 (略)</td> <td>情報化推進係 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校教育指導課 (略)</td> <td>企画調整係、振興係 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊かな心と身体育成課</td> <td>管理係、生徒指導係、人権教育係、健康教育係、学校体育係 (略)</td> </tr> </table>		部名	課名	係名	学びの変革推進部	学校経営戦略推進課 (略)	学校財務係 (略)		学校教育情報化推進課 (略)	情報化推進係 (略)		高校教育指導課 (略)	企画調整係、振興係 (略)		豊かな心と身体育成課	管理係、生徒指導係、人権教育係、健康教育係、学校体育係 (略)
部名	課名	係名																															
学びの変革推進部	学校経営戦略推進課 (略)	学校財務係、情報化推進係 (略)																															
	高校入学者選抜制度推進課 (略)																																
	高校教育指導課 (略)	企画調整係 (略)																															
	豊かな心と身体育成課	管理係、生徒支援係、人権教育係、健康教育係、学校体育係 (略)																															
部名	課名	係名																															
学びの変革推進部	学校経営戦略推進課 (略)	学校財務係 (略)																															
	学校教育情報化推進課 (略)	情報化推進係 (略)																															
	高校教育指導課 (略)	企画調整係、振興係 (略)																															
	豊かな心と身体育成課	管理係、生徒指導係、人権教育係、健康教育係、学校体育係 (略)																															
<p>第六條 (管理部各課の分掌事務) (略)</p> <p>総務課・教職員課 (略)</p> <p>施設課</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 県立学校の施設及び設備の整備(学びの変革推進部学校経営戦略推進課の所掌に属するものを除く。)に属すること。</p> <p>四―七 (略)</p> <p>健康福利課・文化財課 (略)</p> <p>(学びの変革推進部各課等の分掌事務)</p>		<p>第六條 (管理部各課の分掌事務) (略)</p> <p>総務課・教職員課 (略)</p> <p>施設課</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 県立学校の施設及び設備の整備(学びの変革推進部学校教育情報化推進課の所掌に属するものを除く。)に属すること。</p> <p>四―七 (略)</p> <p>健康福利課・文化財課 (略)</p> <p>(学びの変革推進部各課等の分掌事務)</p>																															

第七条 (略)

学校経営戦略推進課

一―六 (略)

七 情報化施策の推進(情報教育に係る教育指導及び研修に関する事務を除く。)並びに情報管理に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。

八 県立学校の施設及び設備の整備(情報整備に係るものに限る。)に関すること。

教育支援推進課 (略)

高校入学者選抜制度推進課

一 県立高等学校及び県立中学校に係る次に掲げること。

イ 管理(教育支援推進課及び高校教育指導課の所掌に属するものを除く。)

ロ 入学、転学及び退学等に関すること。

ハ 県立学校の選考料、入学者選抜料及び入学料に関すること。

乳幼児教育支援センター (略)

義務教育指導課

一・二 (略)

三 (略)

イ―ハ (略)

ニ 自閉症・情緒障害特別支援学級の指導の充実に関すること。

四―六 (略)

七 市町教育委員会の支援及び指導に関すること。

高校教育指導課

一 県立高等学校及び県立中学校に係る次に掲げること(県立中学校についてはロ及びハを除く。)

イ 管理(教育支援推進課及び高校入学者選抜制度推進課の所掌に属するものを除く。)

ロ (略)

ハ・ニ (略)

二―四 (略)

豊かな心と身体育成課 (略)

特別支援教育課

一―三 (略)

四 前三号のほか、特別支援教育(義務教育指導課の所掌に属するものを除く。)

生涯学習課 (略)

2

(略)

第七条 (略)

学校経営戦略推進課

一―六 (略)

七 市町教育委員会(義務教育指導課の所掌に属するものを除く。)の支援及び指導に関すること。

教育支援推進課 (略)

学校教育情報化推進課

一 情報化施策の推進(情報教育に係る教育指導及び研修に関する事務を除く。)並びに情報管理に関する基本的事項の企画及び総合調整に関すること。

二 県立学校の施設及び設備の整備(情報整備に係るものに限る。)

乳幼児教育支援センター (略)

義務教育指導課

一・二 (略)

三 (略)

イ―ハ (略)

四―六 (略)

高校教育指導課

一 県立高等学校及び県立中学校に係る次に掲げること(県立中学校についてはロ、二及びホを除く。)

イ 管理(教育支援推進課の所掌に属するものを除く。)

ロ (略)

ハ 入学、転学及び退学等に関すること。

ニ 県立学校の選考料、入学者選抜料及び入学料に関すること。

ホ・ヘ (略)

二―四 (略)

豊かな心と身体育成課 (略)

特別支援教育課

一―三 (略)

四 前三号のほか、特別支援教育に関すること。

生涯学習課 (略)

2

(略)

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則		附則	
1-3 (略)		1-3 (略)	
4 (略)		4 (略)	
5・6 (略)		5・6 (略)	
(略)	(略)	(略)	学びの変革推進部 学校教育情報化推 進課
(略)	(略)	(略)	情報化推進監

この教育委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。